

講演会等補助実施要領

- 1 本会は、地域教育研究団体が開催する講演会等に対し補助をおこなう。
- 2 補助金の額は、前年度の会員数に応じて決定する。
令和5年度については、別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 補助金の用途は、講演会等に要する経費全般とする。
(例) 講師謝金・講師車代・会場借用料・看板料・生花代・消耗品代 等
- 4 事務手続
 - (1) 地域教育研究団体は、講演会等開催前に「講演会等補助申請書」1部を本部事務局に提出する。
 - (2) 本事務局は、補助金を指定された口座に送金する。
 - (3) 地域教育研究団体は、講演会等終了後速やかに「講演会等実施報告書」を本部事務局に提出する。
- 5 申請の受付期間
令和5年6月14日(水)から令和6年2月8日(木)までとする。
(すでに、本年度講演会を実施している場合は、「講演会等補助申請書」と「講演会等実施報告書」を併せて事務局まで送付してください。)

講演会等補助実施要領【別表1・2】

別表 1

区分	補助金額	前年度の会員数
1	25万円	4,500人以上
2	20万円	3,000人以上 ～ 4,500人未満
3	10万円	1,500人以上 ～ 3,000人未満
4	7万円	1,000人以上 ～ 1,500人未満
5	5万円	400人以上 ～ 1,000人未満
6	3万円	400人未満

別表 2

区分	補助金額	地域教育研究団体名
1	25万円	さいたま市
2	20万円	
3	10万円	川口市
4	7万円	川越市 所沢市 越谷市
5	5万円	草加市 戸田市 朝霞市 新座市 鴻巣市 上尾市 狭山市 入間市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 東松山市 秩父 児玉郡本庄市 熊谷市 深谷市 行田市 加須市 春日部市 久喜市 三郷市
6	3万円	蕨市 志木市 和光市 北本市 桶川市 伊奈町 飯能市 日高市 鶴ヶ島市 越生班 三芳町 小川班 菅谷班 玉川班 川島 吉見 寄居町 羽生市 蓮田市 幸手市 八潮市 杉戸町 吉川市 松伏町 白岡市 宮代町

年 月 日

埼玉県連合教育研究会会長 様

研究団体名

会長



講演会等補助申請書

下記の講演会を実施するにあたり、補助くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時	年 月 日 ()	
2 会 場		
3 参加者数	名 (予定数)	
4 講 師	氏 名	
	(役職・肩書等)	
5 補助金額	円	
6 振込口座		
金 融 機 関 名	本・支店名	口 座 番 号
	支店	普通
フリガナ		
口座名義		

※役職・肩書等は、必ず記入してください。

講演会等補助金・取扱担当者

氏 名	勤 務 校	電 話 番 号

年 月 日

埼玉県連合教育研究会会長 様

研究団体名

会長

印

講演会等実施報告書

下記のとおり講演会を実施しましたので報告いたします。

記

1 日 時	年 月 日 ()
2 会 場	
3 参加者数	名
4 講 師	氏 名
	(役職・肩書等)
5 演 題	

経費明細 (補助金額 円)

項 目	金 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	